

地方議会議員の年金制度について

1 年金制度の創設・運営

- ・昭和 36 年に「地方議会議員互助年金法」に基づく任意加入の互助年金制度として発足し、翌 37 年に「地方公務員等共済組合法」が制定された際、同法の第 11 章に「地方議会議員の年金制度」の規定が設けられ、強制加入の年金制度に移行した。
- ・運営主体である「議員共済会」が、議員本人が支払う掛金により運営していたが、昭和 47 年からは議員の掛金と地方公共団体の公費負担によって給付を賄う仕組みとなった。

2 年金制度の内容

(1) 退職年金

在職期間 12 年以上で退職した場合に支給（平成 23 年 3 月末時点の元市議会議員の平均受給額は年間 103 万円）

(2) 公務傷病年金

(3) 遺族年金

(4) 退職一時金

在職 3 年以上 12 年未満で退職したときに支給

3 年金制度の廃止

- ・市町村合併による現職議員数の減少、行財政改革による議員の定数及び報酬の削減により、運営主体である議員共済会の財政がひっ迫。
- ・平成 23 年 6 月に年金制度は廃止となった。
- ・制度廃止時に現職議員であった人への給付方法は次のとおり
〔在職 12 年以上〕 退職年金と退職一時金のいずれかを受給
〔在職 12 年未満〕 退職一時金を受給

4 年金制度廃止に伴う経過措置

- ・共済給付金（年金）の給付に要する費用は、議員共済会が保有する積立金を除き、現職議員の標準報酬月額の内額に応じて、各地方公共団体が公費で負担している。

【参考】令和 5 年度の浜田市の負担額

標準報酬月額 35 万円 × 実議員数 21 人 × 12 か月 × 負担金率 32.2/100
= 約 2,840 万円